

中標津町自治基本条例（仮称）  
検討職員プロジェクトチーム  
報 告 書

平成22年（2010年）11月

## はじめに

私たち、中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチームは、町民が主体の自治の視点に立ち、自治体の組織や運営に関する基本的な事項についての理解を深め、町民参加、町民と行政の協働による自治の実現のための基本的な考え方や仕組みについて調査、研究、検討し、自治基本条例（仮称）の制定に資することを目的に結成されました。

私たちは、この1年半の間、役場職員として、また、時には、中標津町で暮らし働く一町民として、試行錯誤を繰り返しながら、議論を交わしてきました。そして、私たちが考える「自治基本条例（仮称）のあり方」について、議会の協力を得ながらまとめたものが、この報告書です。

自治を取り巻く環境は、地方分権の推進や町民ニーズの多様化による新たな公共サービスへの期待など、大きく変化しています。今までのように、行政が主導するだけでは、町民の期待に十分に応えられません。

これからの行政は、自治の主役である町民と、手を携えて、住みよいまちをつくっていくという新たな役割を果たしていくことが重要です。

そのために、私たち職員は、地域の一員として真摯に地域の課題に向き合い、町民と行政という枠組みを越えて、ともに地域の当事者として、対話を重ね、町民が主体の自治の構築を目指し取り組む必要があります。

町民が主体の自治の実現のためには、全ての人が、多様な意見を自由に表現して対話できる制度や、その対話の結果を反映し、着実に実現するための仕組みが必要です。このような対話と実践の積み重ねの先に、町民が主体の自治があると思います。

本町は、「町民・行政・企業・団体」が地域課題を共有し、対等な立場で相互理解による良好な関係のもと、共に汗をかき、住みよいまちづくりを目指していくこととする、「パートナーシップで進めるまちづくり」を推進しており、その集大成として自治基本条例（仮称）の制定を目指しています。

条例を制定することが「町民が主体の自治の実現」のゴールではありません。すでに、第6期中標津町総合発展計画及び自治基本条例（仮称）を策定するため、まちづくり町民会議が設立され議論を重ねておりますが、9月末日をもって第6期中標津町総合発展計画の議論を終え、今後は、私たちプロジェクトチームメンバーもまちづくり町民会議に加わって、条例制定に向けての検討作業を行うこととなります。このように「町民と行政」、地域に関わる私たち全ての人が、地域を支える当事者として「一緒」に自治基本条例（仮称）を創りあげていく、その過程こそが、これからの中標津町の「町民が主体の自治」のスタートとなります。

この報告書が、私たちのまちの、自治基本条例（仮称）策定への一助となれば幸いです。

平成22年11月1日

中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム

## 目次

条例を必要とする背景	6
ア) 地方分権の進展	6
イ) 町民参加の拡がり と協働の自治の実現	6
ウ) 自治基本条例(仮称)	7
条例試案	8
ア) 全体構成	8
イ) 条文	9
目次	9
前文	10
第1章 総則	10
第1条 目的	10
第2条 用語定義	11
第1号 町民	11
第2号 議会	11
第3号 行政	11
第3条 自治の基本理念	11
第4条 自治の基本原則	11
第1号 情報共有の原則	11
第2号 町民参加の原則	11
第3号 協働の原則	11

第 2 章 基本原則に基づく制度	1 2
第 5 条 情報共有及び公開	1 2
第 6 条 個人情報の保護	1 2
第 7 条 意見等への対応	1 2
第 8 条 町民参加の推進	1 3
第 9 条 町民参加の方法	1 3
第 10 条 住民投票	1 4
第 3 章 町民	1 4
第 11 条 町民の権利	1 4
第 12 条 町民の役割	1 4
第 4 章 町内会等	1 5
第 13 条 町内会等の定義	1 5
第 14 条 町内会等の役割	1 5
第 15 条 町内会等における町民の役割	1 5
第 16 条 町内会等における行政の役割	1 5
第 5 章 議会	1 6
第 17 条 議会の役割と権限	1 6
第 18 条 議会の責務	1 6
第 19 条 議員の責務	1 6
第 20 条 議会と行政の役割	1 7
第 6 章 行政	1 7
第 21 条 町長の責務	1 7
第 22 条 執行機関の責務	1 7
第 23 条 職員の責務	1 8

第7章 行政運営の原則	18
第24条 説明責任	18
第25条 協働の推進	18
第26条 総合計画	18
第27条 財政運営	19
第28条 出資法人等	19
第29条 政策法務	19
第30条 職員の任用及び育成	19
第31条 行政手続	20
第32条 行政評価	20
第33条 危機管理	20
第8章 交流及び連携・協力	20
第34条 国及び北海道との連携協力	20
第35条 他の市町村との連携協力	21
第36条 諸団体との連携協力	21
第37条 国内外の交流	21
第9章 条例の見直し	21
第38条 条例の見直し	21
第39条 中標津町民自治推進会議	21
第10章 条例の位置付け	22
第40条 条例の位置付け	22
附則	22

私たちの条例とするために	2 3
ア) 私たちの条例とするために	2 3
イ) 今後のスケジュール	2 4
ウ) 周知に向けた取り組み	2 5
エ) 条例の理念を具体化するための取り組み	2 5
オ) 策定体制	2 6
資料	2 7
ア) 中標津町の計画・制度	2 7
イ) 職員プロジェクトチーム設置要綱	2 9
ウ) 職員プロジェクトチーム名簿	3 1
エ) 開催経過	3 2
オ) 先進地視察	3 3
カ) 職員研修	3 3
キ) 町民会議設置要綱	3 4
ク) 町民会議名簿	3 6
ケ) 策定会議設置要綱	3 7
コ) 策定会議名簿	3 8
サ) 策定委員会設置要綱	3 9
シ) 策定委員会名簿	4 1
ス) 議会運営委員会名簿	4 2

## 条例を必要とする背景

### ア) 地方分権の進展

社会基盤の整備が行政によって優先課題であった時代には、国などからの通知・通達に基づいて行政が主導的に政策決定を行なっていました。これまでも町民が主体の自治がなかったわけではありませなし、政策決定にまったく町民の声が反映されていなかったわけではありませんが、行政が主導権を握って地域を治めていました。

しかし、平成12年の地方分権一括法の施行以降、それまで行なわれていた、国の強力な指導による横並びの地方行政にかわり、「地方自治の本旨の実現」と「民主主義の徹底」が求められることになりました。

同法では、地方の自治・独立した自治体運営を求めており、このことにより、これまでの通達に頼らない、自治体の独自性、いわゆる地方分権が求められています。また、民主主義の徹底ということで、自治の主役はあくまでも町民であることを確認しています。

また、地方行政において、財政事情は景気の影響により町税などの自主財源が伸び悩むとともに、国の三位一体改革などにより地方交付税等が削減される厳しい環境となっており、少ない財源や少数の職員体制ではこれまでどおりの行政サービスを維持することが難しくなっています。

### イ) 町民参加の拡がり と 協働の自治の実現

これまでの町民参加の拡がりにより、民主主義における町民の当然の権利として、知る権利、行政を監視する権利、行政に参加する権利などが認識されるようになりました。行政には、これらに対する説明責任などが求められてきています。

地域の社会基盤が整備されてきたことから、町民の期待は、都市基盤から個人の生活形態や価値観に基づくものへ変化してきています。このため、要請も多様なものとなり、個別的で柔軟性の高い行政サービスが求められています。

町民の関心が多様化してきたことに伴い、自分たちのまちに係る問題を自分の問題として捉え、自主的に地域へ関わる町民が増えています。公共的な問題解決の役割を担い、地域での社会的な自己表現を図る町民は、NPOなどとともに、新しい町民活動として機運が高まっており、このような参加を促し、促進していくことが求められています。

少子高齢化、あるいは税収減による財政問題など、自治体を取り巻く環境が変化している中、行政主導による画一的な政策だけでは、地域の複雑な課題に対応できないことが多く生じることになりました。

このため、地域で本当に必要な行政サービスが何かということ、町民とともに考えなくてはならない状況にあります。そこで、町民、議会、行政の役割分担を明確にし、協力して住みよいまちにしていくこと、すなわち、協働の自治の実現が必要となります。

#### ウ) 自治基本条例（仮称）

自治基本条例（仮称）（以下「条例」という。）では、こうした状況に対応するため、これからの行政運営のよりどころとする基本理念・基本原則、町民の役割、議会の責務、行政の責務、町民参加の方法などに関する基本的な事項を体系的に定めます。また、これまで信託関係の表れである条例により明らかにすることから、最高規範である「中標津町民の憲法」といべきものといえます。

条例の制定に関しては、策定過程に町民の意思が反映されていること、中標津町の状況に適したものであることなどが求められることから、行政が主導で策定するものではなく、主権者である町民が主体となって中標津町の自治に必要なルールは何か、どのような形式がいいのかを十分に検討し、町民、議会、行政がともに条例を策定することが重要になります。



# 条例試案

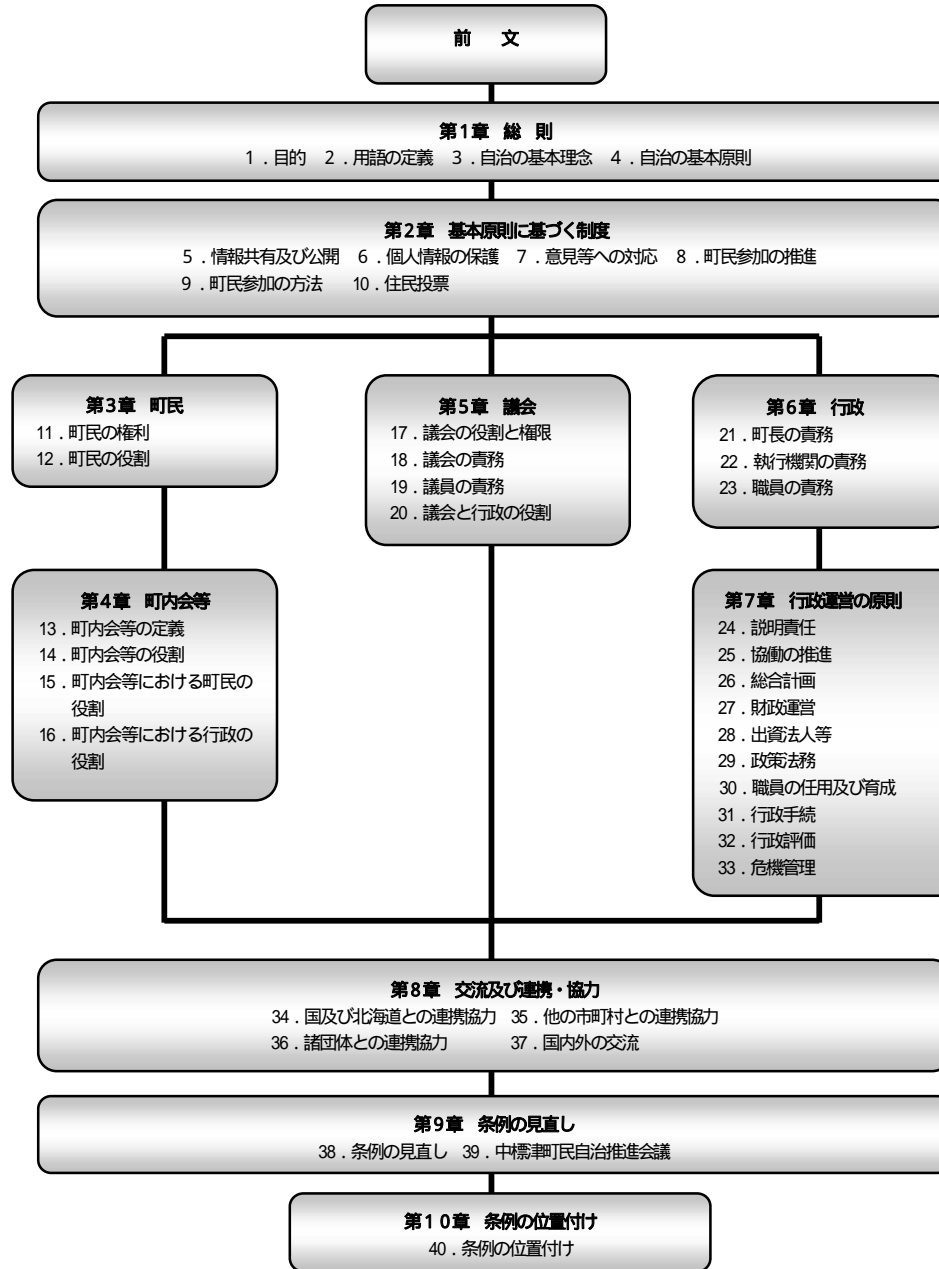
## ア) 全体構成

条例の理念・原則

理念・原則を受けた制度

制度の担い手の具体化

条例の維持・発展の制度



イ)条文

中標津町自治基本条例（仮称）試案

平成 年 月 日  
条例第 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 4 条)
- 第 2 章 基本原則に基づく制度(第 5 条 第 1 0 条)
- 第 3 章 町民(第 1 1 条・第 1 2 条)
- 第 4 章 町内会等(第 1 3 条 第 1 6 条)
- 第 5 章 議会(第 1 7 条 第 2 0 条)
- 第 6 章 行政(第 2 1 条 第 2 3 条)
- 第 7 章 行政運営の原則(第 2 4 条 第 3 3 条)
- 第 8 章 交流及び連携・協力(第 3 4 条 第 3 7 条)
- 第 9 章 条例の見直し(第 3 8 条・第 3 9 条)
- 第 1 0 章 条例の位置付け(第 4 0 条)

附則

## 前文

私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年（明治44年）13戸40人の俵橋地区入植にはじまり、1937年（昭和12年）国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年（昭和21年）標津村から分村し誕生しました。

その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年（昭和25年）1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然と街の共生を理想とし、だれもが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。

私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念及び基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な事項及び制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者及び町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議決機関をいう。
- (3) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。

(自治の基本理念)

第3条 私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。

- (1) 私たちのまちは、私たちが創造するという明確な意思を持って考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざします。
- (2) 協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩する町民が主体の自治をめざします。
- (3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、継続可能な地域社会の創造をめざします。

(自治の基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図るものとする。

- (1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は議会及び行政が保有する情報を共有すること。
- (2) 町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

## 第2章 基本原則に基づく制度

### (情報共有及び公開)

第5条 議会及び行政は、その保有する情報が町民と共有する財産であることを認識するとともに、正しい、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次に掲げる制度を設けるものとする。

- (1) 議会及び行政の情報を正確に分かりやすく提供する制度
- (2) 議会及び行政の会議を公開する制度
- (3) 町民の意見や提案(以下「意見等」という。)が行政運営に反映される制度
- (4) 議会及び行政が保有する文章その他の記録を請求する制度

2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければならない。

3 第1項各号に関して必要な事項は、別に条例等で定める。

### (個人情報の保護)

第6条 議会及び行政は、町民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

### (意見等への対応)

第7条 議会及び行政は、町民の参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとする。

2 議会及び行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとする。

ただし、前条の規定により公表することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

( 町民参加の推進 )

第 8 条 議会及び行政は、次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映するものとする。

- ( 1 ) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
- ( 2 ) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。
- ( 3 ) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法などの決定をするとき。
- ( 4 ) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
- ( 5 ) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。

2 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、議会運営及び行政運営に反映する。

( 町民参加の方法 )

第 9 条 議会及び行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる方法を活用して、必要かつ適切な時期に町民の参加を求めるものとする。

- ( 1 ) 審議会等への委員としての参加
- ( 2 ) 意見交換会等への参加
- ( 3 ) アンケート調査等への意見表明
- ( 4 ) 町民意見募集制度（パブリックコメント）への意見表明
- ( 5 ) その他適切な方法

2 前項各号の方法に関し必要な事項は、別に定める。

( 住民投票 )

第 10 条 町長は、次の事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施するものとする。

( 1 ) 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が、地方自治法第 74 条の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

( 2 ) 議会の議員が、地方自治法第 112 条の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき。

( 3 ) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例で定める。

3 議会及び行政は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第 3 章 町民

( 町民の権利 )

第 11 条 町民は、議会及び行政に参加する権利を有する。

2 町民は、議会及び行政に関する情報を知る権利を有する。

3 町民は、前 2 項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

4 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有する。

( 町民の役割 )

第 12 条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めるものとする。

2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

3 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担する。

## 第4章 町内会等

### (町内会等の定義)

第13条 町内会等とは、地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいう。

### (町内会等の役割)

第14条 町内会等は、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の充実に取り組むよう努めるものとする。

2 町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとする。

3 町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとする。

4 町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができる。

### (町内会等における町民の役割)

第15条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会等を組織する。

2 町民は、地域社会の担い手である町内会等の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとする。

### (町内会等における行政の役割)

第16条 行政は、町内会等の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じるものとする。

2 行政は、町内会等から協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるものとする。



## 第5章 議会

### (議会の役割と権限)

第17条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関である。

- 2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有する。
- 3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有する。
- 4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有する。
- 5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠する。

### (議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有する。

- 2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有する。
- 3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有する。
- 4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、回答する責務を有する。
- 5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容及びその経過を広報紙等で報告しなければならない。

### (議員の責務)

第19条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例（平成14年条例第30号）を遵守し、公益実現のため努力しなければならない。

- 2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努めなければならない。
- 3 議員は、条例、政策立案能力及び審査能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めなければならない。

4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努めなければならない。

( 議会と行政の役割 )

第20条 議会及び行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されるものとする。

2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができるものとする。

3 議会及び行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動するものとする。

第6章 行政

( 町長の責務 )

第21条 町長は、中標津町の代表者として町民の信託に応えるため、行政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 町長は、行政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。

3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を行わなければならない。

( 執行機関の責務 )

第22条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映しなければならない。

3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供しなければならない。

( 職員の責務 )

第 2 3 条 職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有する。

2 職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければならない。

3 職員は、町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上に努めなければならない。

4 職員は、行政組織の横断的連携を密にし、職務を遂行しなければならない。

第 7 章 行政運営の原則

( 説明責任 )

第 2 4 条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

( 協働の推進 )

第 2 5 条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じるものとする。この場合において、行政は、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければならない。

( 総合計画 )

第 2 6 条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に実施するため、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定めるとともに、その実現を図るための実施計画を定めるものとする。

2 行政は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本計画及び実施計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合性を確保するものとする。

3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進め、その実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表するものとする。

( 財政運営 )

- 第 27 条 行政は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行うものとする。
- 2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、中長期的な財政見通しにより、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければならない。
- 3 行政は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。

( 出資法人等 )

- 第 28 条 行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、行政は、その出資法人等の運営の状況等を定期的に公表するものとする。
- 2 行政は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

( 政策法務 )

- 第 29 条 行政は、中標津町の課題解決に必要な政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行うものとする。

( 職員の任用及び育成 )

- 第 30 条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用するものとする。
- 2 行政は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実により、職員の政策形成能力、法務能力その他、必要な能力の向上を図るものとする。

( 行政手続 )

第 3 1 条 行政は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

( 行政評価 )

第 3 2 条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとする。

2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表するものとする。

( 危機管理 )

第 3 3 条 町民は、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動するため防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の構築、充実に努めなければならない。

2 行政は、災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行うものとする。

3 行政は、危機管理の体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を醸成するとともに、町民、関係団体等との連携を図るものとする。

第 8 章 交流及び連携・協力

( 国及び北海道との連携協力 )

第 3 4 条 議会及び行政は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

( 他の市町村との連携協力 )

- 第 3 5 条 議会及び行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。
- 2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとする。

( 諸団体との連携協力 )

- 第 3 6 条 議会及び行政は、社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体と、相互に連携を図りながら協力するものとする。

( 国内外との交流 )

- 第 3 7 条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によって得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体となる自治の確立に取り組むものとする。

## 第 9 章 条例の見直し

( 条例の見直し )

- 第 3 8 条 町長は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。
- 2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める中標津町民自治推進会議に、必要な意見を求めるものとする。
- 3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

( 中標津町民自治推進会議 )

- 第 3 9 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議（以下「自治推進会議」という。）を設置する。
- 2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとする。

- ( 1 ) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項
  - ( 2 ) この条例の見直しに関する事項
  - ( 3 ) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項
- 3 自治推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。
  - 4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
  - 5 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 条例の位置付け

( 条例の位置付け )

- 第 40 条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければならない。
- 2 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。
  - 3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければならない。

## 附 則

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

## 別冊 解説書参照

私たちの条例とするために

ア) 私たちの条例とするために

私たち（町民・議会・行政）の条例とするためには、この条例の内容を、より多くの人によく知ってもらい、この条例に基づく権利や役割・責務を遂行するために必要となる具体的な制度を整備し、活用することにより「町民が主体の自治」の推進が図られると考えます。

このため、「解説書の作成・配布」「出前講座」「説明会」「フォーラムの開催」などで、広く条例について周知を図るとともに、条例の趣旨を具体的な制度に反映させ、その実効性を確保する必要があります。

また、条例の基本理念である町民が主体の自治を推進するためには、私たち（町民・議会・行政）の間で、「町民が主体の自治」について考えることが重要であり、制定後は、この条例における各制度が、どれだけ浸透しているかを町民の目から定期的に検証し、反映させていくことで、より実効性を高めていくことができると考えます。

この条例は、作り上げるプロセスも大切ですが、策定され、いかに私たち（町民・議会・行政）が、実行していくか、時代に即した運用ができるかが最も重要なことであることから、私たち（町民・議会・行政）が生活していく上で、この条例をより身近に感じることができる工夫と努力が必要です。





## ウ) 周知に向けた取り組み

条例の制定に関しては、条例の意義や内容等についての周知・広報活動が必要となります。

### 周知広報活動の取り組みの例

- ・策定段階でのフォーラムの開催
- ・町民会議ニュースの発行
- ・条例原案のパブリックコメントの実施
- ・公布段階での住民説明会の実施
- ・逐条解説書、町民用啓発パンフレットの作成
- ・制定の広報、公布の広報、施行の広報
- ・広報用DVDの作成、HPでの公開
- ・報道機関の活用PR

## エ) 条例の理念を具体化するための取り組み

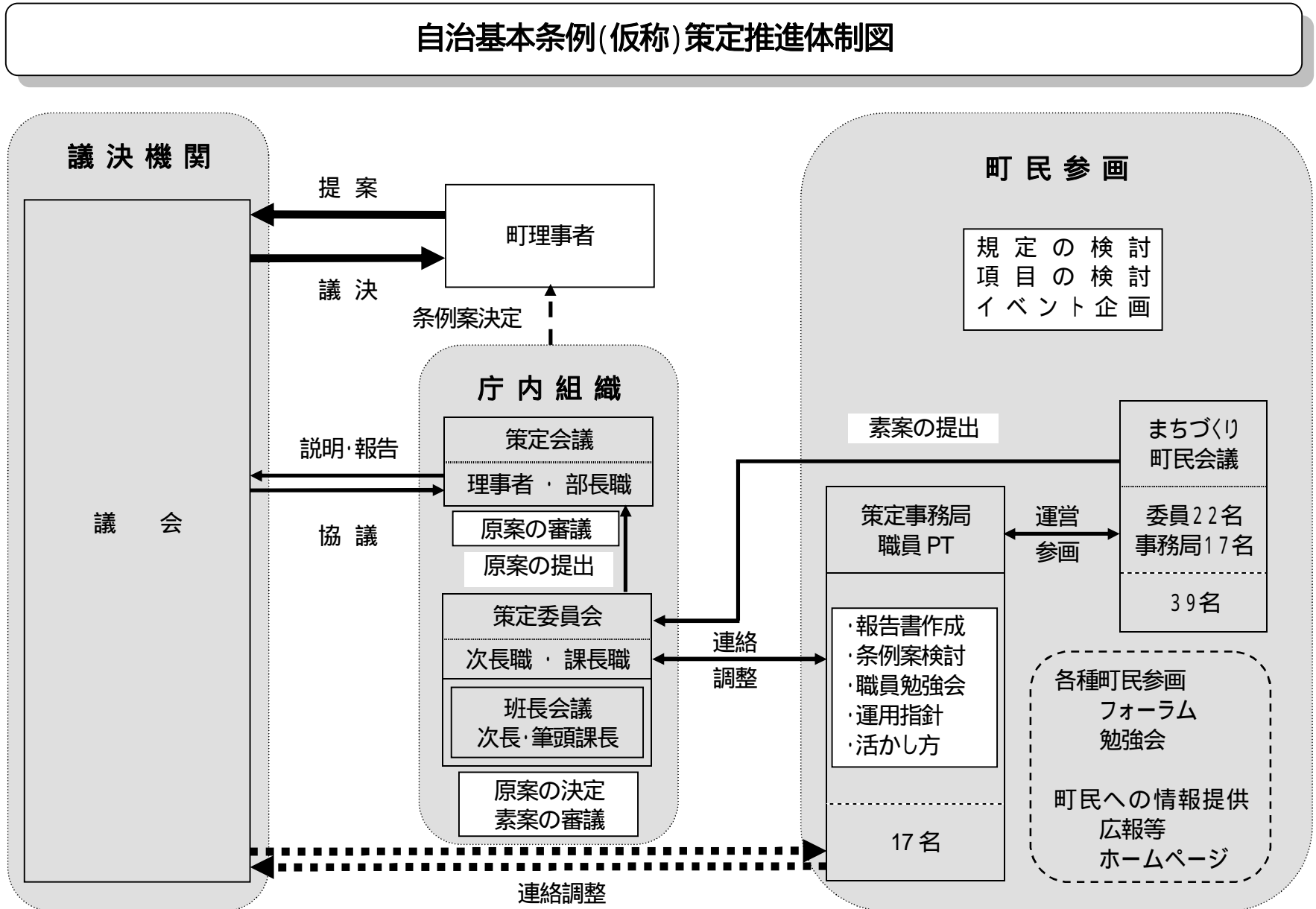
この条例には、中標津町の自治の基本理念が掲げられますが、理念の実現のためには、町民参加、地域活動などの具体的な取り組みの積み重ねが必要になります。

行政は、町民参加の環境を整え、地域活動などを推進していくための具体的な取り組みを進める必要があります。

### 具現化するための取り組み

- ・職員マニュアルの作成  
(情報提供の手引き ・町民参加の手引き ・町民説明会等の手引き ・審議会等の運営要綱の制定 ・審議会等の手引き)
- ・自治基本条例(仮称)を頂点とする各条例等の分野別体系化
- ・総合発展計画に基づく他の計画の体系化
- ・町民自治推進会議規則の制定  
中標津町民自治推進会議(仮称)規則の制定  
公募委員の選任に関する要綱、募集方法及び選考基準  
・実施プランの作成、検証

オ) 策定体制



## 資料

### ア) 中標津町の計画・制度

中標津町の計画や制度についての概要です。

第5期中標津町総合発展計画（平成13年～平成22年までの10年間）

行政手続制度（中標津町行政手続条例）

情報公開制度（中標津町情報公開条例）

個人情報保護制度（中標津町個人情報保護条例）

行政評価制度

町民意見募集（パブリックコメント）制度（中標津町町民意見募集制度実施要綱）

中標津町次世代育成支援行動計画（平成17年～平成26年までの10年間）

第4期中標津町高齢者福祉計画（平成21年～平成23年までの3年間）

中標津町介護保険事業計画（平成21年～平成23年までの3年間）

中標津町地域防災計画

中標津町耐震改修促進計画（平成20年～平成27年までの8年間）

中標津町情報化計画（平成14年～平成22年までの9年間）

中標津町新行政改革（集中改革プラン）（平成18年～平成22年までの5年間）

中標津町ごみ処理基本計画（平成13年～平成29年までの17年間）

中標津町環境基本計画（平成22年～平成31年までの10年間）

中標津町高齢者・障がい者にやさしいまちづくり計画（平成13年～平成22年までの10年間）

中標津町障がい者計画（平成19年～平成23年までの5年間）

中標津町成人保健事業計画（平成17年～平成26年までの10年間）

中標津町生活習慣病予防計画（平成18年～平成22年までの5年間）

- 第2次中標津町母子保健計画（平成16年～平成21年までの6年間）
- 21 中標津町特定健康診査・特定保健指導実施計画（平成20年～平成24年までの5年間）
  - 22 中標津町農村整備計画（平成13年～平成22年までの10年間）
  - 23 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成18年～10年後）
  - 24 中標津町酪農・肉用牛生産近代化計画（平成18年～10年後）
  - 25 中標津町住生活基本計画（平成20年～平成29年までの10年間）
  - 26 中標津町公営住宅整備活用計画（平成20年～平成29年までの10年間）
  - 27 中標津町都市計画マスタープラン（平成13年～平成32年までの20年間）
  - 28 中標津町緑の基本計画（平成15年～平成32年までの18年間）
  - 29 中標津町第5期道路整備5ヶ年計画（平成21年～平成25年までの5年間）
  - 30 中標津町水道事業集中改革プラン（平成18年～平成22年までの5年間）
  - 31 中標津町水道基本計画（平成14年～平成25年までの12年間）
  - 32 中標津町公共下水道事業計画（平成19年～平成32年までの14年間）
  - 33 中標津町特定環境保全公共下水道事業計画（平成12年～平成32年までの21年間）
  - 34 中標津町生涯学習推進計画（平成18年～平成22年までの5年間）
  - 35 町立中標津病院改革プラン（平成21年～平成23年までの3年間）
  - 36 中標津町森林整備計画（平成19年～平成28年までの10年間）
  - 37 中標津町交通安全計画（平成23年～平成27年までの5年間）
  - 38 中標津町国民保護計画（平成18年～）

イ) 職員プロジェクトチーム設置要綱

中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム設置要綱

（設置）

第1条 中標津町自治基本条例（仮称）について検討するため、中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、自治基本条例（仮称）制定に向け、その目的や条例に盛り込むべき内容及び関連する個別事項等について、調査、研究及び検討する。

（組織）

第3条 プロジェクトチームには、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は総務部長をもって充て、副本部長は企画課長をもって充てる。
- 3 本部員は、町長が委嘱する。
- 4 本部員は、15名以内の本部員で組織する。

（本部長、副本部長及び本部員）

第4条 本部長は、本部を総括するとともに事務事業の進行状況等について庁内会議に報告するものとする。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長の指示により、その事務事業の調査、研究及び検討を行うとともに所属部との連絡調整を図り事務事業の遂行上それを反映させなければならない。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長の招集により随時開催する。

2 本部長は、必要に応じて関係者を会議に参画させることができる。

(任期)

第6条 本部員の任期は、委嘱の日から中標津町自治基本条例(仮称)施行の日までとする。

(部会)

第7条 プロジェクトチームには、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 プロジェクトチームの事務局は総務部企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日(平成21年5月26日)から施行する。

2 この要綱は、中標津町自治基本条例(仮称)施行の日限り、その効力を失う。

ウ) 職員プロジェクトチーム名簿

中標津町自治基本条例(仮称)検討職員プロジェクトチームメンバー

	役 職	氏 名	行政上の役職		役 職	氏 名	行政上の役職
1	本部長	大形 幸男	総務部長				
2	副本部長	高橋 善貞	総務部企画課長	1	事務局	阿部 隆弘	総務部企画課協働推進係長
3	本部員	二瓶 隆司	総務部総務課総務係長	2	事務局	有賀 勇治	総務部企画課行財政改革推進主査 (兼) 協働推進主査
4	本部員	阿部 哲男	総務部税務課住民税係長	3	事務局	三田地 俊明	総務部企画課企画調整係長
5	本部員	石山 卓也	総務部計根別支所管理係長	4	事務局	勝瀬 和義	総務部企画課企画調整係
6	本部員	山口 修	町民生活部福祉課福祉支援係長	5	事務局	中西 直美	総務部企画課
7	本部員	加藤 崇	町民生活部生活課交通町民相談係長		事務局	赤塚 研司	H22.3.31まで
8	本部員	田中 道行	経済部農林課林務係				
9	本部員	望月 正人	建設水道部建設課街づくり推進係長	1	ファシリテーター	東田 秀美	NPO法人旧小熊紙倶楽部理事長
10	本部員	中川 由樹	建設水道部建設課街づくり推進主査				
11	本部員	下村 浩次	建設水道部上下水道課業務主査	1	アドバイザー	水澤 雅貴	NPO法人公共政策研究所理事長
12	本部員	立田 鉄雄	議会事務局議事係長				



工) 開催経過

第 1 回	21. 5. 26(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・事務局報告(設置要綱、これまでのパートナーシップで進めるまちづくりの取組、スケジュール、進め方)</li> <li>・全体討議(先進地視察箇所及び調査項目の検討)</li> </ul>
第 2 回	21. 7. 2(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(先進地視察研修調査内容の検討、条例策定の進め方)</li> <li>・アドバイス(自治基本条例(仮称)の合意形成)「NPO 法人公共施策研究所 理事長 水澤 雅貴氏」</li> </ul>
第 3 回	21. 7. 30(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告(先進地視察調査報告、その他意見交換総合発展計画との連動)</li> </ul>
第 4 回	21. 9. 24(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(まちづくり町民会議、スケジュール、今後の検討事項)</li> </ul>
第 5 回	21. 10. 22(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(庁内策定会議要綱案、策定推進体制、 まちづくり町民会議設置要綱、策定手法、スケジュール案)</li> </ul>
第 6 回	21. 11. 26(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(条例項目の検討)</li> </ul>
第 7 回	21. 12. 17(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイス(条例項目のチェック)「NPO 法人公共施策研究所 理事長 水澤 雅貴氏」</li> <li>・全体討議(条例項目案の検討)</li> </ul>
第 8 回	22. 1. 26(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(条例項目案の再検討)</li> </ul>
第 9 回	22. 2. 25(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(報告書案の検討)</li> </ul>
第 10 回	22. 3. 19(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(報告書の取りまとめ)</li> </ul>
第 11 回	22. 4. 23(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(庁内組織、報告書、職員勉強会の内容)</li> </ul>
第 12 回	22. 5. 28(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(職員勉強会の企画内容及び資料、町民会議の広報内容、条例の活かし方、スケジュール)</li> </ul>
第 13 回	22. 7. 22(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(議会案の検討)</li> </ul>
第 14 回	22. 10. 1(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(職員勉強会での意見内容の報告、議会案の報告、 報告書及び試案解説書、町民会議に示す広報内容案、手引き案の検討)</li> </ul>
第 15 回	22. 11. 1(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体討議(報告書及び試案解説書の最終確認)</li> </ul>

オ) 先進地視察

班	第 1 班	第 2 班
行き先	石狩市・江別市・苫小牧市	帯広市・音更町・芽室町
日 程	21.7.15(水)～16(木)	21.7.16(木)～17(金)
研修内容	条例検討時 (・事務局体制・懇話会の構成・検討スケジュール・作業の役割分担・広報の対応・議会対応・周知の方法) 現在の課題 (・自治推進委員会・職員研修・市民参加の状況) 将来の課題 策定後の変化	

カ) 職員研修

自治基本条例職員研修会		【講師】 NPO法人 公共政策研究所 理事長 水澤 雅貴氏	
	第 1 回	第 2 回	第 3 回 (管理職対象)
開催日時	21.7.2(木)14:00～16:30	22.6.18(金)14:00～16:00	22.6.18(金)18:00～20:00
講演内容	「生きた自治基本条例の作り方」	「自治基本条例について」	「自治基本条例について」

職員勉強会		
開催数	開催日時	勉強内容
第 1 回	22.6.25(金)13:30～14:30	・策定の背景 ・試案の基本的な考え方 ・試案の内容及びスケジュール ・効果及び今後の対応
第 2 回	22.6.25(金)19:00～20:00	
第 3 回	22.7.23(金)13:30～14:30	
第 4 回	22.8.27(金)13:30～14:30	
第5回 消防職員	22.8.27(金)15:30～16:30	

## キ) 町民会議設置要綱

### 中標津町まちづくり町民会議設置要綱

#### (設置)

第1条 まちづくりの基本的ルールを定める中標津町自治基本条例(仮称)(以下「基本条例」という。)及び第6期中標津町総合発展計画(以下「総合発展計画」という。)の策定にあたり、幅広く町民意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本条例及び総合発展計画に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町まちづくり町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 町民会議は、次の各号に掲げる事項を調査、検討するほか、町が作成する素案に対して、必要に応じ意見を述べることができる。

- (1) 基本条例策定に係る資料・情報等の収集
- (2) 基本条例策定に係る意見・提言
- (3) 総合発展計画策定に係る資料・情報等の収集
- (4) 総合発展計画策定に係る意見、提言

#### (組織)

第3条 町民会議の委員は、公募による者10名、各種団体の推薦等による者15名の合計25名以内をもって組織する。

- 2 公募による者が定員を超過した場合は事務局が抽選により決定する。
- 3 町民会議の委員は町長が委嘱する。

#### (会長、副会長)

第4条 町民会議に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該職務の終了したときまでの期間とする。

(招集)

第6条 町民会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 町民会議は、必要に応じ会長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。

3 町民会議は、総合発展計画策定に係る提言の取りまとめ終了までの期間、中標津町総合発展計画審議会委員に助言を求めることができる。

(事務局)

第7条 町民会議の事務局は、総務部企画課に設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は会長が町民会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

ク) 町民会議名簿

町民会議委員							
	役職	氏名	所属団体等		役職	氏名	所属団体等
1	副会長	飯島 実	伝成館まちづくり協議会	12		高島 利実	中標津町文化スポーツ振興財団
2		伊勢 真和	中標津町商工会	13		武田 敦	中標津町社会福祉協議会
3		今井 博文	中標津町小中学校PTA連合会	14		津田 繁樹	公募
4		岩野 美津子	公募	15		中川 孝	公募
5		鎌田 淳	中標津町民生委員・児童委員協議会	16		中畑 和勝	中標津町全町内会連合会
6		近藤 伸也	中標津町観光協会	17		長渕 豊	中標津町農業協同組合
7		斉藤 典光	中標津町青年会議所	18		樋木 宏光	東北海道木材協会標津支部
8		佐々木 照弘	計根別農業協同組合	19		本間 玲子	公募
9		佐々木 優	公募	20		松岡 幸樹	計根別地域総合振興対策協議会
10		佐藤 初江	公募	21		村上 徹	中標津町障害児者連絡協議会
11	会長	杉本 剛	中標津町消費者協会				
	役職	氏名	行政上の役職		役職	氏名	行政上の役職
1	事務局	大形 幸男	総務部長	10	事務局	中川 由樹	建設水道部建設課街づくり推進主査
2	事務局	高橋 善貞	総務部企画課長	11	事務局	下村 浩次	建設水道部上下水道課業務主査
3	事務局	二瓶 隆司	総務部総務課総務係長	12	事務局	立田 鉄雄	議会事務局議事係長
4	事務局	阿部 哲男	総務部税務課住民税係長	13	事務局	阿部 隆弘	総務部企画課協働推進係長
5	事務局	石山 卓也	総務部計根別支所管理係長	14	事務局	有賀 勇治	総務部企画課行財政改革推進主査
6	事務局	山口 修	町民生活部福祉課福祉支援係長				(兼) 協働推進主査
7	事務局	加藤 崇	町民生活部生活課交通町民相談係長	15	事務局	三田地 俊明	総務部企画課企画調整係長
8	事務局	田中 道行	経済部農林課林務係	16	事務局	勝瀬 和義	総務部企画課企画調整係
9	事務局	望月 正人	建設水道部建設課街づくり推進係長	17	事務局	中西 直美	総務部企画課

ケ) 策定会議設置要綱

中標津町自治基本条例（仮称）策定会議設置要綱

（趣旨）

第1条 中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定にあたり、庁内組織の機能的な運営を図り、円滑な策定作業を推進するため必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」という。）より提出される基本条例の原案を検討し、町議会に付議する基本条例案を決定する機関として中標津町自治基本条例（仮称）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（策定会議）

第3条 策定会議は、次の各号の事項を検討し、基本条例案を決定する。

（1）基本条例の原案

（2）検討事項の調整、総合化

（3）その他必要な事項

2 策定会議の委員は、町長及び副町長、教育長並びに事務分掌上に定める各部長、会計管理者、病院事務長、議会事務局長、消防長をもって組織し、委員長は町長、副委員長は副町長をもって充てる。

3 委員長は、策定会議を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 策定会議の会議は、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。

5 委員の任期は、策定会議設置の日から基本条例策定終了までの期間とする。

（事務局）

第4条 策定会議の事務局は、総務部企画課に設置する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

## コ) 策定会議名簿

策定会議委員							
	職	氏名	備考	事務局			
					職	氏名	備考
1	町長	小林 実					
2	副町長	清原 哲雄		1	総務部企画課長	高橋 善貞	
3	教育長	小谷木 透		2	総務部企画課協働推進係長	阿部 隆弘	
4	総務部長	大形 幸男		3	総務部企画課行財政改革推進主査 (兼) 協働推進主査	有賀 勇治	
5	町民生活部長	青山 繁和					
6	経済部長	西村 穰		4	総務部企画課企画調整係長	三田地 俊明	
7	建設水道部長	船越 信雄		5	総務部企画課企画調整係	勝瀬 和義	
8	教育部長	沖津 哲郎		6	総務部企画課	中西 直美	
9	会計管理者	中野 勝也					
10	町立病院事務長	石神 道博					
11	議会事務局長	清原 勉					
12	消防長	中司 弘行					

サ) 策定委員会設置要綱

中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定にあたり、庁内組織の機能的な運営を図り、円滑な策定作業を推進するため必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 基本条例の項目など根幹をなす事項及び基本条例を遂行するために必要な事項を検討し、基本条例の原案を策定する機関として中標津町自治基本条例（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（策定委員会）

第3条 策定委員会は、次の各号の事項を検討し、基本条例の原案を策定し、中標津町自治基本条例（仮称）策定会議（以下「策定会議」という。）に提出する。

（1）基本条例の素案

（2）検討事項の調整、総合化

（3）その他必要な事項

- 2 策定委員会の委員は、策定会議の委員及び病院技術職員並びに総務部企画課長を除く全管理職にある者をもって組織し、委員長は病院事務次長、副委員長は総務部総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 策定委員会に総務班、町民生活班、経済班、建設水道班、教育班、病院班、消防班を設置し、班長は総務部総務課長、町民生活部生活課長、経済部農林課長、建設水道部管理課長、教育委員会事務局企画総務課長、病院事務次長、消防署長をもって充てる。
- 5 班の所属体制は次のとおりとする。

（1）総 務 総務課、財政課、税務課、納税課、計根別支所、出納室、監査委員事務局



(2) 町民生活 生活課、保険年金課、福祉課、介護保険課、子育て支援室、保育所、健康推進課

(3) 経 済 農林課、経済振興課、農業委員会事務局

(4) 建設水道 管理課、建設課、上下水道課、浄水場

(5) 教 育 企画総務課、生涯学習課、学校給食センター、農業高等学校

(6) 病 院 医事課、管理課

(7) 消 防 本部管理課、本部警防課、署管理課、署予防救急課、署警防課

6 策定委員会の会議は、全体会議と班長会議とし、委員長の招集により随時開催し、必要に応じて委員長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。

7 班の会議は、必要に応じ、班長の招集により開催するとすることができる。

8 委員の任期は、策定委員会設置の日から基本条例策定終了までの期間とする。

(事務局)

第4条 策定委員会の事務局は、総務部企画課に設置する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

シ) 策定委員会名簿

策定委員会委員									
所属	職	氏名	備考		所属	職	氏名	備考	
1	総務班	総務部総務課長	宮川 睦	副委員長(班長)	26	教育班	教育委員会事務局企画総務課長	石毛 敏博	(班長)
2		総務部限政課長	遠藤 俊勝		27		教育委員会事務局生涯学習課長	南 一人	
3		総務部限務課長	上田 進		28		教育委員会学校給食センター長	柏川 真隆	
4		総務部限納税課長	眞田 敏行		29		教育委員会農業高等学校事務長	酒井 猛	
5		総務部限根別支所長	岡 博明		30	病院班	病院事務次長	松本 昭彦	委員長(班長)
6		出納室長	幾田 千之		31		病院医事課長	山田 和広	
7		監査委員事務局長	本多 敏春		32		病院管理課長	宮川 真一	
8	町民生活班	町民生活部生活課長	高玉 良次	(班長)	33	消防班	消防署長	佐久間 貞夫	(班長)
9		町民生活部保険年金課長	佐々木 哲夫		34		消防本部管理課長	成田 義治	
10		町民生活部福祉課長	矢島 竜二		35		消防本部警防課長	川野 善則	
11		町民生活部介護保険課長	川野 弘善		36		消防署管理課長	中村 年美	
12		町民生活部子育て支援室長	高松 絵里子		37		消防署管理課主幹	土生 佳正	
13		町民生活部保育所長	赤塚 研司		38		消防署予防救急課長	塩崎 敏彦	
14		町民生活部健康推進課長	白金 久美子		39		消防署救急救助主幹	森重 昭男	
15	町民生活部健康推進課参事	細谷 洋一		40	消防署警防課長		坂内 孝		
16	経済班	経済部農林課長	矢本 正信	(班長)	41	消防署警防課主幹	杉本 秀		
17		経済部経済振興課長	菅野 三夫		事務局				
18		農業委員会事務局長	原田 武志			職	氏名	備考	
19	建設水道班	建設水道部管理課長	須田 悟	(班長)	1	総務部企画課長	高橋 善貞		
20		建設水道部管理課主幹	中嶋 則憲		2	総務部企画課協働推進係長	阿部 隆弘		
21		建設水道部建設課長	渡部 英樹		3	総務部企画課行政改革推進主査 (兼) 協働推進主査	有賀 勇治		
22		建設水道部建設課主幹	紺野 弘毅						
23		建設水道部上下水道課長	坂下 毅		4	総務部企画課企画調整係長	三田地 俊明		
24		建設水道部上下水道課主幹	山本 剛		5	総務部企画課企画調整係	勝瀬 和義		
25	建設水道部浄水場長	山田 登美男		6	総務部企画課	中西 直美			

ス) 議会運営委員会名簿

議会運営委員会委員							
平成22年8月まで				平成22年9月から			
	職	氏名	備考		職	氏名	備考
1	委員長	飯島 佐市		1	委員長	熊倉 重樹	
2	副委員長	松村 康弘		2	副委員長	石井 初義	
3	委員	熊倉 重樹		3	委員	後藤 一男	
4	委員	吉田 貫一		4	委員	佐藤 武志	
5	委員	高田 重樹		5	委員	松村 康弘	
6	委員	殿守 富	副議長	6	委員	殿守 富	副議長
7	オブザーバー	萬 和男	議長	7	オブザーバー	萬 和男	議長